

# 港長公示第4号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したから同条第2項の規定により公示する。

平成20年7月15日

長崎港長



長崎港第一区松ヶ枝岸壁沖合いにおける航泊禁止について  
長崎港第一区松ヶ枝岸壁沖合いにおいて海上花火大会が実施されるので、下記のとおり船舶の航泊を禁止する。

ただし、花火大会及び警戒に従事する船舶を除く。

記

## 1 期間

平成20年7月26日(土)午後8時45分から午後9時45分までの間

平成20年7月27日(日)の同時刻

(予備日 平成20年7月28日(月)の同時刻)

※ 午後9時45分までに花火大会が終了した場合には終了時まで

## 2 区域

長崎港第一区所在の長崎港旭町防波堤灯台から真方位174度約710メートルの位置(北緯32度44分19.0秒、東経129度51分55.5秒)を中心とする半径240メートルの円内海域

## 3 その他

① 航泊禁止期間中、現場で巡視艇及び主催者手配の警戒船が警戒にあっている。

② 花火を観覧する船舶は、港内交通の整理整頓を図るため、次のとおり観覧区域を設定しているので、同海域を利用されたい。

観覧区域位置(略図参照)

次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海域

イ 長崎旭町防波堤灯台から真方位188度約1020メートルの位置

ロ 同灯台から真方位174度約1020メートルの位置

ハ 同灯台から真方位186度約1240メートルの位置

## 略図

